

(仮称) 今治版ネウボラ拠点施設整備 基本計画 (案)

令和6 (2024) 年〇月

目次

はじめに	1
(1) 基本計画策定の趣旨	1
(2) 基本計画の構成	2
(3) 基本計画の位置づけ	3
1 前提条件	4
(1) 主な関連計画	4
(2) 敷地条件等	9
(3) 導入機能	12
2 事業を取り巻く環境の整理	16
(1) 国・県の施策動向	16
(2) 市民等意見	18
(3) 先進事例	21
3 事業実施方針等	26
(1) 拠点のあり方	26
(2) 事業実施方針	27
4 施設整備計画	28
(1) 想定施設規模	28
(2) 施設整備の方向性	29
(3) モデルプラン	32
(4) 施設利用イメージ	35
(5) 施設整備費等の想定	37

5 管理・運営方針等	38
(1) 管理・運営の考え方	38
(2) 各施設の管理・運営のあり方	39
6 事業手法	41
(1) 事業手法に関する考え方	41
(2) 想定される事業手法	42
(3) 事業手法の選定	44
7 今後の進め方	47

はじめに

(1) 基本計画策定の趣旨

近年、少子化傾向はもとより、子育てを取り巻く環境の変化は著しく、地域のつながりの希薄化や核家族化の進行による子育て世帯の孤立、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の連鎖など、さまざまな社会課題を背景に、子育て家庭への支援は一層重要度を増しています。

今治市（以下、「本市」という。）においても、0歳から18歳までのすべての子育て世帯に寄り添い、子どもの成長や発達過程に応じたきめ細かな支援を切れ目なく行うために、令和4（2022）年度の組織改正により、子ども未来部にネウボラ¹政策課を新設し、子育て世帯の複雑多岐にわたる問題に一元的かつ総合的にアプローチする体制をスタートさせたところです。しかし、中央保健センターや発達支援センター、子育て支援拠点事業所など、子育てに関する様々な施設が今治市内各所に点在しており、子育て世代が気兼ねなく相談できる伴走型支援体制の一層の強化が求められています。

また、かねてより、子どもが真ん中親会議をはじめとする各種会議において、天候に左右されず安心して遊ぶことができる屋内外の遊び場所や、子育て世代がゆったりと集い、仲間同士の交流を通じて学びや安らげる場所、楽しさやわくわく感が味わえる場所が欲しいという要望が多く寄せられていました。

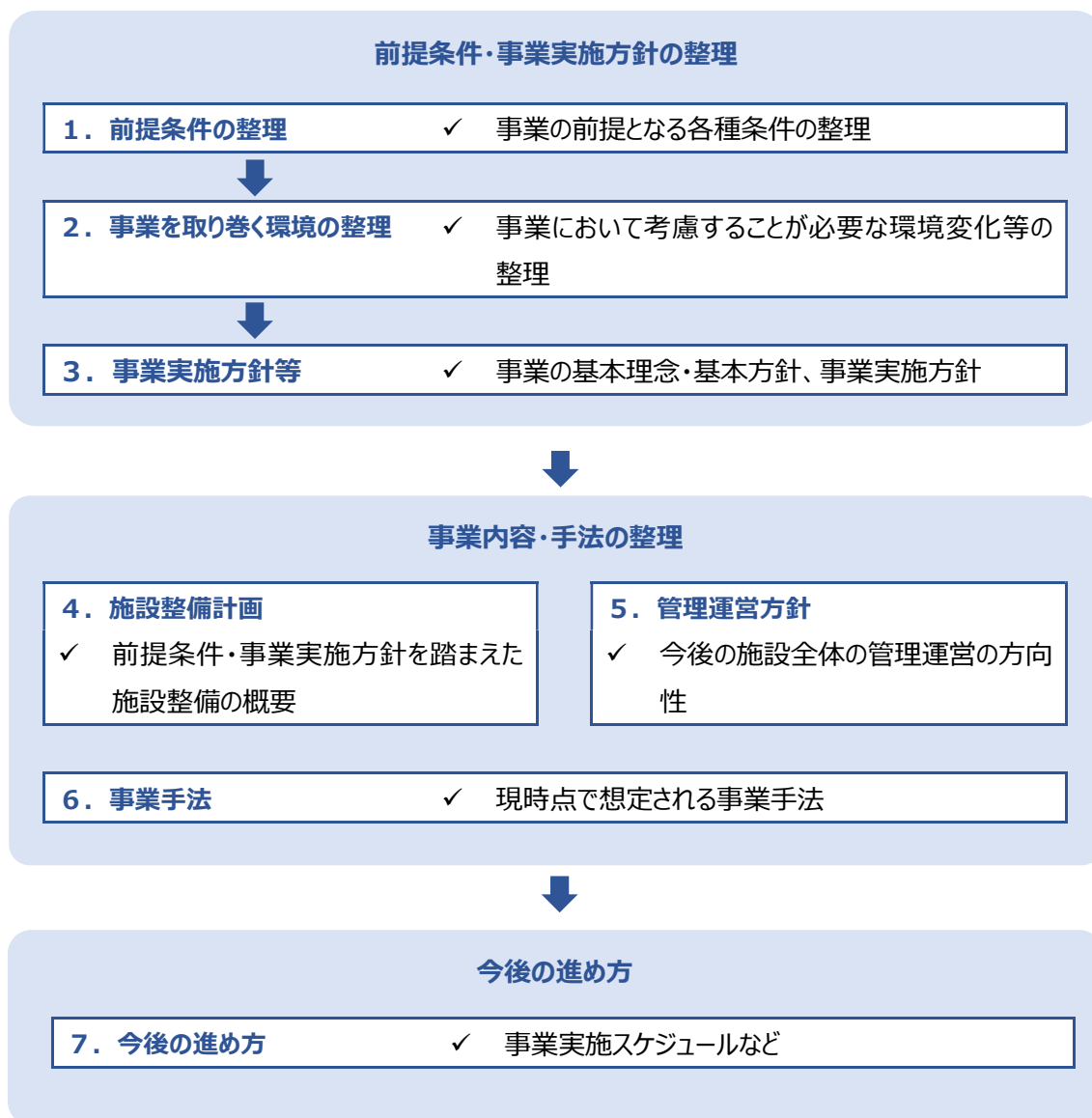
このような状況を踏まえ、地域の宝である子どもたちを地域全体で育てていくために今何をすべきかを真剣に考え、効果的な施策を展開することが急務です。そこで、地域の身近な相談窓口の充実と合わせて、市内中心部に点在している子育て関連施設等の集約化を図り、子どもも大人もわくわくと、安心して遊べる今治版ネウボラの中核を担う拠点施設の整備（以下、「本事業」という。）に向けた検討を行うこととしました。

このような背景から、本市では、新たに整備する施設に関して、基本理念や基本方針、備えるべき機能の方向性を示すものとして、令和5（2023）年3月に「（仮称）今治版ネウボラ拠点施設整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定しました。本基本計画は、基本構想をもとに、新たに整備する施設の整備方針等の具体化を図るものです。

¹ 「ネウボラ」はフィンランド語で「アドバイスの場所、相談の場所」妊娠期から就学前までの子育て家庭を支援する制度や支援拠点のことを指します。妊娠期から18歳までのお子さんのいるすべての家庭を、まち全体で支え、切れ目なく子育てをサポートすることが「今治版ネウボラ」です。

(2) 基本計画の構成

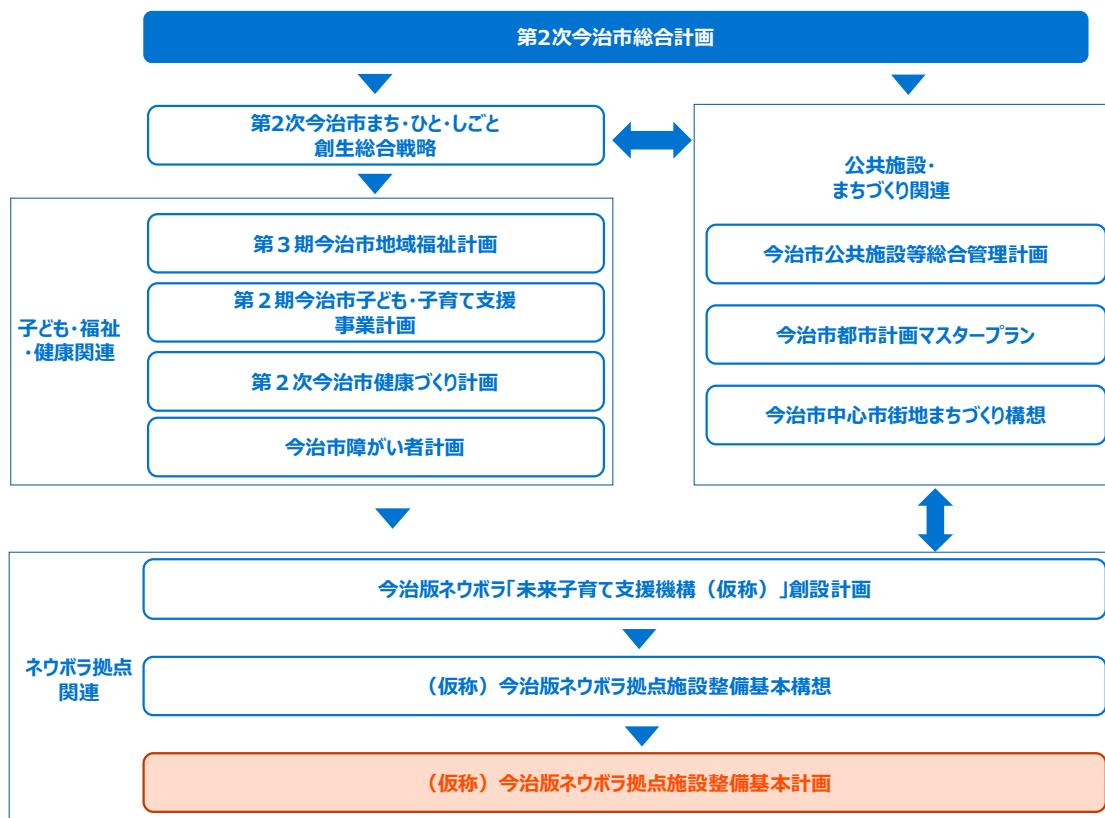
基本計画の構成は以下のとおりです。



(3) 基本計画の位置づけ

本基本計画は、第2次今治市総合計画に定める将来像を実現するための施策としての本事業の具体的な内容を定めることを目的に策定するものです。

子育て関連の計画のほか、まちづくりをはじめとした各種計画との整合性を確保するものとします。



1 前提条件

(1) 主な関連計画

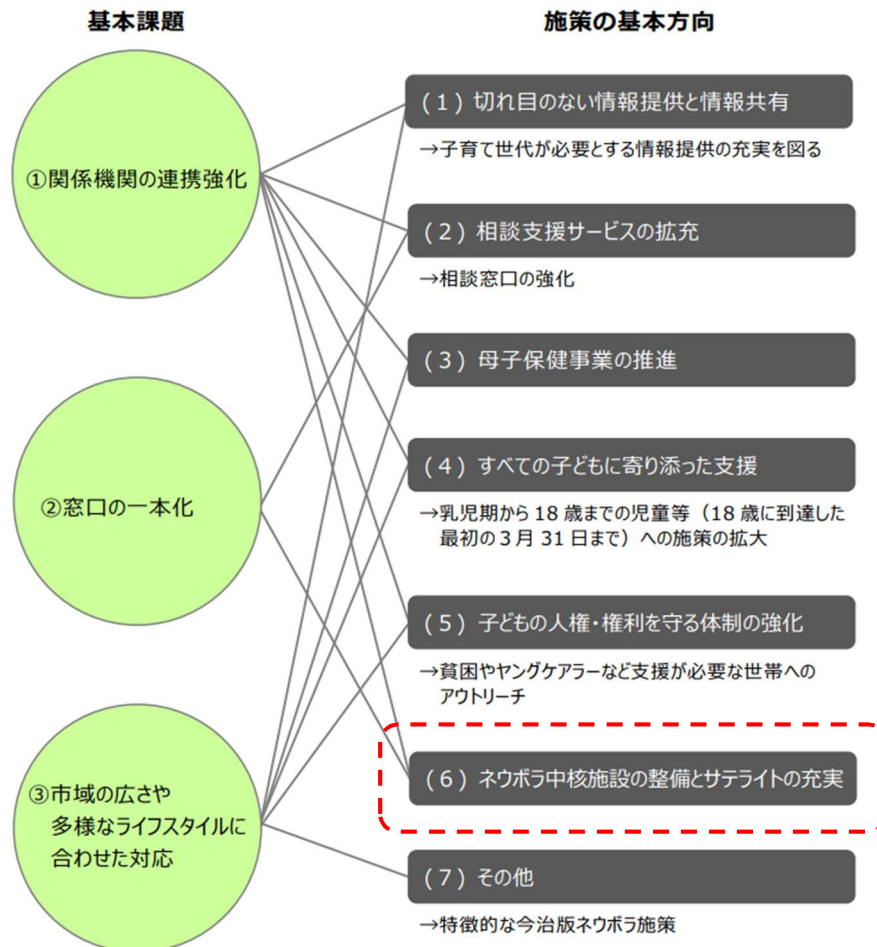
① 今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画【令和4（2022）年4月】

ア 概要

『今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画』は、こどもを取り巻く状況に即応し、これまでの取組をより高度化するための仕組みの構築を目指し、第2次今治市総合計画後期基本計画、第2期今治市子ども・子育て支援事業計画、その他関連計画との整合を図りながら、今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」の創設に関する事項を定めるものです。

当該計画においては、子育て支援に関する課題および課題への対応の方向性、重点施策、施策を実施する体制のイメージ等について記載しています。

図表1 子育て支援に関する基本課題と施策の基本方向



(出所) 「今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画」をもとに作成

イ 本事業との関係性

本計画においては、重点施策として、「今治版ネウボラの中核施設整備」を挙げており、「子ども家庭総合支援拠点をはじめ、子育て支援に関わる多くの機関を集約するとともに、すべてのこどもたち、子育て中のお父さんお母さんに、楽しさやワクワク感、学びや安らぎを提供できるような機能を盛り込んだ、「子どもが真ん中」を象徴する中核施設の整備について検討する。」としています。

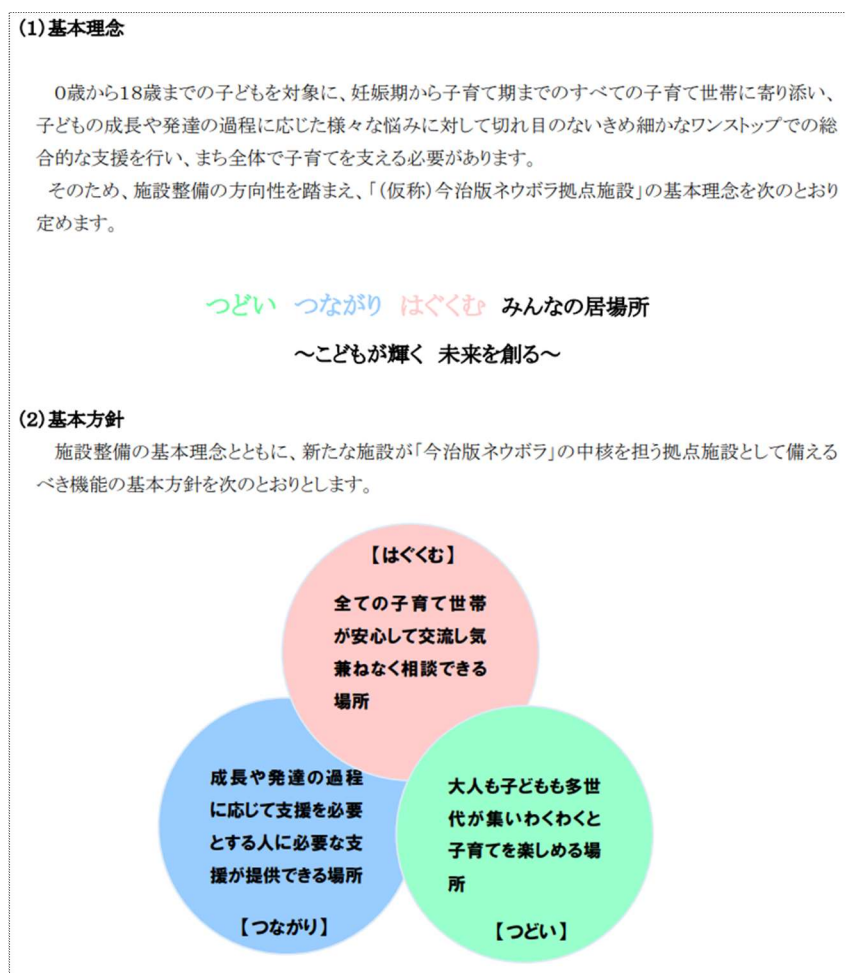
② (仮称) 今治版ネウボラ拠点施設整備 基本構想【令和5(2023)年3月】

ア 概要

「(仮称) 今治版ネウボラ拠点施設整備 基本構想」は、地域の身近な相談窓口の充実と合わせて、市内中心部に点在している子育て関連施設等の集約化を図り、こどもも大人もわくわくと、安心して遊べる今治版ネウボラの中核を担う拠点施設の整備に向け、基本理念や基本方針、備えるべき機能の方向性を示すものとして、令和5年3月に策定されました。

当該構想においては、基本理念、基本方針、拠点整備の方向性、機能等について整理しています。

図表2 基本理念、基本方針



(出所) 「(仮称) 今治版ネウボラ拠点施設整備 基本構想」

イ 基本計画との関係性

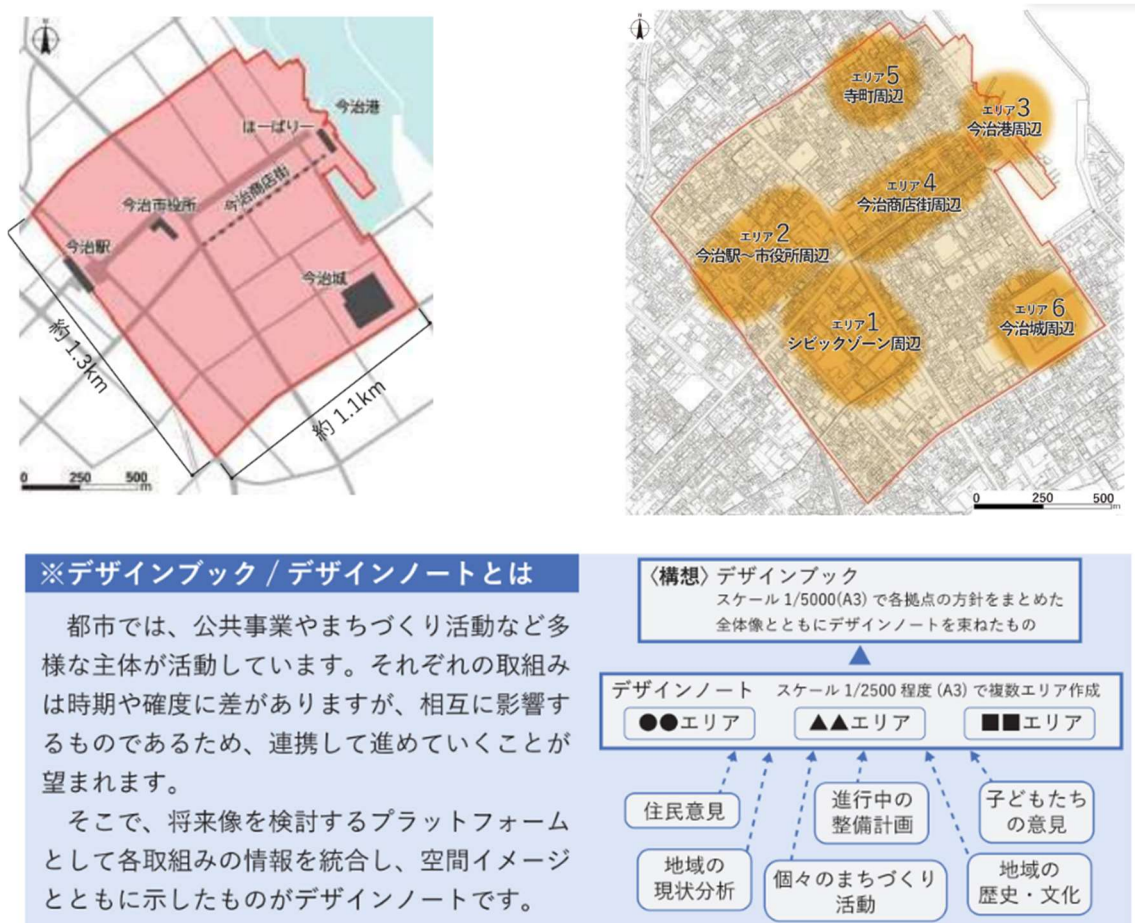
本基本計画は、当該構想の詳細化、具体化を目的として策定するものであり、基本構想の内容を踏まえつつ、適宜修正を行い、計画として取りまとめるものです。

③ 今治市中心市街地まちづくり構想【令和5（2023）年3月】

ア 概要

人口減少や高齢化の進行が今後も見込まれる中、持続可能な都市経営の実現を目指して、交通機能の再編と適正な土地利用に基づく「コンパクト・プラス・ネットワーク²」の視点に立った都市構造の再編に向け、まちの将来像と空間デザインを示した『今治市中心市街地まちづくり構想（デザインブック）』を作成しました。

図表3 今治市中心市街地まちづくり構想の概要



(出所)「今治市中心市街地まちづくり構想」

² 国土交通省では、人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることを「コンパクト・プラス・ネットワーク」として推進しています。

イ 基本計画との関係性

基本構想における候補地として最も評価の高かった旧日吉小学校は、「シビックゾーン周辺」に含まれます。シビックゾーン周辺では、公共施設の老朽化が進んでいるほか、低未利用地も一定程度あることから、今後様々な形での更新が想定されます。

本事業は、今後の中心市街地の更新に先駆けて実施されることから、中心市街地活性化のリーディングプロジェクトとして、今後のまちづくりの方向性を示し、今後の投資を誘導する役割が求められます。

図表4 事業用地周辺の位置づけ³

エリア1 シビックゾーン周辺

エリアの特徴・課題

- ★ 東予地方局今治支局や今治税務署などの老朽化が進んでおり、施設の再編を行う必要がある
- ★ 文教施設である中央公民館や河野美術館、保健・子育て支援施設である中央保健センターは老朽化が進んでおり、市民ニーズを十分に満たしていない
- ★ 駐車場や利用されていない公有地等、一定の低未利用地がみられる
- ★ 芝っち広場（大丸跡地）は中心市街地の中央部に位置し、周辺を繋ぐ重要な場であるが、運営・管理上の問題から利用しづらいという意見がある
- ★ 旧日吉小学校の活用については子どもの遊び場・チャレンジショップの出店などの意見がある
- ◆ 県の無電柱化事業、自転車走行環境整備が計画・検討されている

シビックゾーン周辺のまちづくり方針（案）

- ・ 公共施設の再編を契機とした施設集約により、オープンスペースや歩行者空間の質と量を拡充する
- ・ 子どもを中心とした様々な人がつどい、安心して利用できる新たな拠点の整備を検討する
- ・ Park-PFIなどの官民連携の事業手法の活用を検討し、オープンスペース周辺に住民活動が生まれるような土地利用を戦略的に創出する
- ・ 周辺エリアのにぎわい創出に寄与するように施設配置等については、中心市街地全体のネットワークを考慮して検討する
- ・ 県の自転車走行環境整備と連携したオープンスペース配置や歩行者空間整備をおこない、街区内と周辺エリアの連携を強化する

（出所）「今治市中心市街地まちづくり構想」

④ その他計画

上記、①～③以外に、計画策定の前提条件として整理した計画は以下のとおりです。

図表5 その他計画概要

市民が真ん中未来づくり戦略 （第2期今治市まち・ひと・し ごと創生総合戦略）	令和2年3月策定、令和4年12月改訂。総合計画の重点施策を地方創生のリーディングプロジェクトとしてとりまとめたもの。
---	--

³ Park-PFI: 飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度

第3期今治市地域福祉計画	令和3年3月策定。地域における福祉の各分野に係る上位計画として、地域福祉推進における理念や基本的な方向を示すもの。
第2期今治市子ども・子育て支援事業計画	令和2年3月策定、令和5年3月中間見直し。子ども・子育て支援法に基づき策定された、こどもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的とした計画。
今治市都市計画マスタープラン	令和3年3月策定。まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき「まち」の姿を定めるもの。
今治市公共施設等総合管理計画	平成28年3月策定、令和3年度改訂。公共施設等の統廃合、点検・診断等の安全面における実施方針や今後の管理に関する考え方等を定めたもの。

⑤ 上位・関連計画まとめ

上位・関連計画を踏まえ、本事業においては以下の点に留意します。

図表6 上位・関連計画を踏まえた留意事項等

目指すべき姿	<p>【出産・子育て関連】（今治版ネウボラ「未来子育て支援機構（仮称）」創設計画、（仮称）今治版ネウボラ拠点施設整備 基本構想）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネウボラ拠点の整備とサテライトの充実 ・切れ目のないきめ細かなワンストップでの総合的な支援 ・まち全体で子育てを支える <p>【まちづくり関連】（今治市都市計画マスタープラン、今治市中心市街地まちづくり構想、今治市公共施設等総合管理計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地における低未利用地の有効活用 ・広域合併により類似機能を有する公共施設等が近接地域に複数存在 ・公共施設等の維持・更新のための財源不足に対応するため、ニーズに応じた施設サービスの効率的な提供
市民意見	<p>【（仮称）今治版ネウボラ拠点施設整備基本構想に関する意向調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代は、天候に左右されず、こどもが<u>体を動かせる屋内外の遊び場</u>、<u>小さいこどもが安心して遊べる場所</u>、<u>一時預かりサービス</u>や保護者同士の<u>交流スペース</u>の需要が高い。また、中高生なども訪れる多目的な場所としては、工作室やおしゃべりができるフリースペース、貸スペース、自習室などがイメージされている。 ・憩い・交流の場としての飲食（カフェ）スペースは、<u>持ち込み可能であるこ</u>

と、子どもを遊ばせながら飲食できること、子ども向けの食事の提供があることなどが求められている。

- 中高生からは、友達とおしゃべりや飲食ができるくつろげる場所、自由にスポーツができる場所、静かに勉強ができる場所などが求められている。

(2) 敷地条件等

① 基本構想における候補地

基本構想においては、拠点整備に関して、市内中心部における遊休地において適地を選定することとしており、中心市街地に位置する旧日吉小学校の敷地を最も評価の高い候補地としていました。

図表7 旧日吉小学校敷地位置図

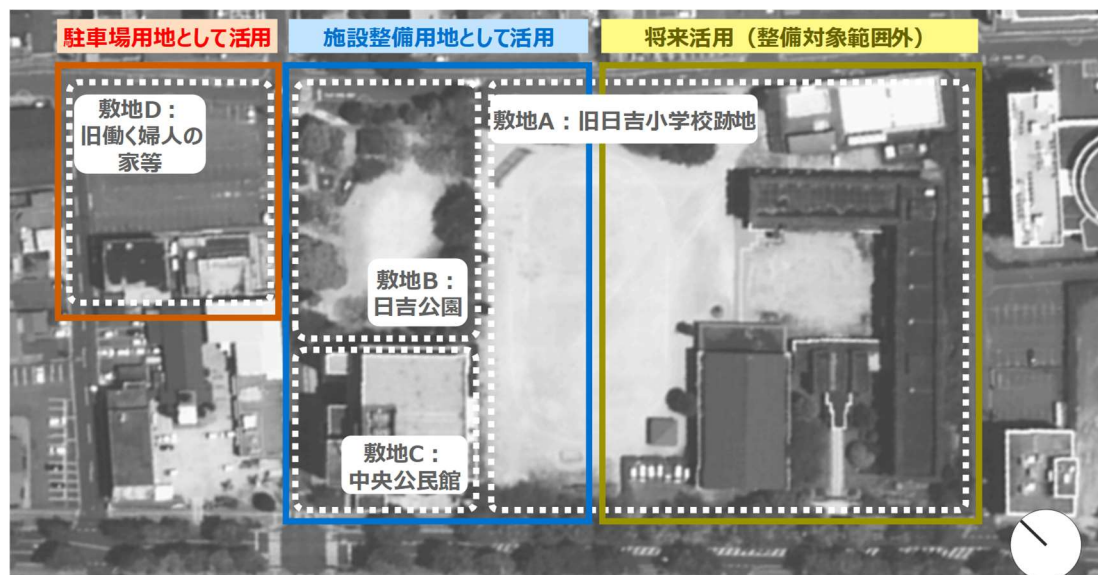


② 事業用地の選定

本計画においては、以下の理由を踏まえ、旧日吉小学校の一部と、隣接する中央公民館、日吉公園、旧中央乳児保育所、旧働く婦人の家を含む一団の公有地を事業用地として選定しました。

図表8 事業用地選定の流れおよび活用範囲

- 基本構想においては、市内中心部に存在する7か所の遊休地等のうち、面積や浸水想定、交通アクセス等で評価した場合、**旧日吉小学校跡地【敷地A】**の総合評価が最も高かった。
- **日吉公園【敷地B】**に関しては、本事業に取り込むことにより、より望ましい形での施設整備、相乗効果の発揮が期待できることから、事業用地に含むものとする（公園機能に関しては事業用地内に確保する）。
- 中央公民館利用団体連絡協議会から、老朽化が進む**中央公民館【敷地C】**を現在地周辺において建て替えることについての要望書が市に提出されたことを踏まえ、公民館機能を本事業において整備することとし、中央公民館の敷地も事業用地に含めることとした。
- **旧働く婦人の家、旧中央乳児保育所、駐車場を含む敷地【敷地D】**に関しては、本事業の用地に含むものの、その他の敷地と市道により区分されることから、**駐車場用地として利用**することを基本とする。
- 敷地Aのうち、旧日吉小学校校舎などがある**東側部分**については、今後、中心市街地再生の中で、賑わいを生み出す様々な検討が行われることを想定し、**整備範囲対象外**とする。



(出所) 国土地理院「地理院地図」をもとに作成

③ 面積および敷地条件

事業用地の面積および敷地条件は以下のとおりです。なお、敷地Cに関しては、既存建物（公民館）があることから、拠点施設の整備は行わず、拠点施設の整備後に既存建物を解体し、公園または駐車場、外構等として利用するものとします。

図表9 敷地条件等



所在	今治市南宝来町一丁目1番地1、3、4、6番地1
敷地面積	敷地A:5,260㎡ 敷地B:2,925㎡ 敷地C:1,864㎡ 敷地D:約2,527㎡ (施設整備対象地面積：敷地A+敷地B 8,185㎡)
用途地域	商業地域
防火指定	準防火地域
高度地区	指定なし
指定建蔽率	80% (角地+10%)
指定容積率	400%
日影規制	周辺地域含め、商業地域のため規制なし
斜線制限	道路斜線：勾配1.5 (適用距離25m) 隣地斜線：31m+勾配2.5 北側斜線：なし
道路	北 建築基準法42条1項1号道路 8.8m 西 建築基準法42条1項1号道路 5.6m 南 建築基準法42条1項1号道路 20m ※敷地Aを分割し、東側に道路を整備する可能性あり
地域地区	駐車場整備地区
浸水想定	高潮浸水想定 1.0~3.0m未満 津波浸水想定 なし 洪水浸水想定 蒼社川想定計画規模 (50年に1度) なし 蒼社川想定最大規模 (1,000年に1度) 1.0~3.0m未満
交通アクセス	・JR今治駅から約450m、徒歩約6分

(3) 導入機能

① 既存施設

本事業において複合化の対象となる既存施設の現状は以下のとおりです。

図表10 複合化の対象となる既存施設の概要

施設	築年	延床面積	事業内容	開館時間
子ども家庭総合支援拠点	(本庁舎) S47	約60㎡	・児童虐待相談 ・家庭児童相談 ・婦人相談 ・母子父子相談	8:30-17:15 ※土日祝、年末年始 (12月29日～1月3日)を除く
子育て世代包括支援センター			・母子健康手帳の交付 ・低出生体重児届出 ・妊産婦の面談 など	8:30-17:15 ※土日祝、年末年始 (12月29日～1月3日)を除く
発達支援センター	(旧コンピューターカレッジ) H元	44.4㎡	・発達相談 ・各種検査(WISC-IVなど) ・巡回相談	8:30-17:15 ※土日祝、年末年始 (12月29日～1月3日)を除く
中央保健センター	S57	954.56㎡	・母子保健事業 ・健康増進事業 ・栄養関連事業 ・予防接種業務	8:30-17:15 ※土日祝、年末年始 (12月29日～1月3日)を除く
枝堀児童館	S45	234.64㎡	・健全育成事業 ・地域福祉事業 ・子育て支援活動 ・おでかけ児童館 など	火 13:30-18:00 水～日 9:30-18:00 ※月・火午前中・祝(こどもの日を除く)、年末年始 (12月29日～1月3日)を除く
ぱりっこ広場	(総合福祉センター) H9	89.4㎡	・子育て相談 ・親子の遊び場の提供 ・親子向け講座の開催	月～日 9:00-16:00 ※年末年始(12月29日～1月3日)を除く
ファミリー・サポート・センター	(賃貸)	49.8㎡	・会員の管理 ・支援活動の仲介、フォロー ・会員向け講座等の開催	月～金 8:30-18:15 土 8:30-12:30 ※日・祝、年末年始(12月29日～1月3日)を除く
中央公民館	S57	4,206.97㎡	・社会教育講座等の開催 ・大ホール等貸館業務	8:30-21:30 ※第3日曜日、年末年始 (12月29日～1月3日)を除く
日吉公園	—	2,952㎡		



② 導入機能

基本構想策定時に検討した4つの機能（①「子育て世代活動支援センター」、②「児童センター」、③「保健センター」、④「地域交流センター」）・規模を踏まえながら、集約・複合化に関する検討を行い、現時点で想定される、機能・規模について整理しました。

「相談・支援」、「地域子育て支援」、「健診・保健指導」については、既存の機能の集約等を中心としながら、各機関の連携により、専門職等の人的資源の活用、関連情報の一元化、共有化や職員間のコミュニケーション、人材育成などを図ります。

「児童センター」に関しては、既存の児童館やこどもを取り巻く環境が複雑化する中で、放課後や休日にも安心して過ごせる居場所を確保するために、時代のニーズに沿った児童センターとして機能拡充を図ります。

「地域交流センター」に関しては、前述のとおり、令和5年7月末、今治市中央公民館登録団体連絡協議会より市に提出された「中央公民館の建替に関する要望書」において、中央公民館について、建替が望ましいこと、基本構想において示された地域交流センター機能は中央公民館が担うべきであること、中央公民館の建替を現在地周辺で実現したいことが要望されています。これらの要望も踏まえながら、中央公民館の機能に関しては、本拠点のなかに地域交流センター機能として位置づけ、整備を進めることとしました。

「その他機能」としてのカフェ、テナントや「公園」に関しては、その他の機能と一体的に整備・運営することにより、市民にとって過ごしやすい場の創出を目指します。

図表11 想定機能

	区分	機能	内容
①	相談・支援	子ども家庭総合支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> ● すべてのこどもとその家庭及び妊産婦等を対象とし、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図るもの。（本市ではこれに、家庭児童・婦人相談、ひとり親家庭に関する業務及び子育て世代包括支援センターも加えた「こども家庭支援室」としてR4から組織体制スタート。）
		子育て世代包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とし、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するため、実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて関係機関との連絡調整を行う。
		発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障害者等及びその保護者等の相談や発達障害に対する理解の啓発、発達検査（WISC-IVなど）の実施、市内関係機関との調整などを行う。上記2機能と連携する発達相談機能。

	区分	機能	内容
①	地域子育て支援	地域子育て支援拠点	● 0歳からおおむね3歳までのこどもとその親の遊び場。育児に対する不安や悩みの相談、親子の交流も目的。市内10拠点のうちの1つ市直営「ばりっこ広場」の集約を想定。
		ファミリー・サポート・センター機能	● 援助活動（各種預かり）機能の集約。
		一時預かり機能	● 保育所等の一時預かり（16か所）の機能補完として、ファミリー・サポート・センターの機能拡充を行うもの。
②	児童センター	児童センター	● 枝堀児童館を集約するとともに、児童健全育成事業の拡充を目指す。屋内・屋外遊具や中高生の居場所等の整備も含め機能拡大を想定。
③	健診・保健指導	保健センター	● 健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする。
④	地域交流センター	地域交流センター	● 現在、社会教育関係団体等の活動に利用される会議室・学習室・和室等の各部屋、文化・芸術の発表会等で利用されるホール等を配備。市民の交流の場、学びの場が広がる地域交流センターとして整備を想定。
		ホール	
-	その他機能	カフェ・テナント	● 地産地消や親子カフェ等、施設を訪れる子育て世代だけでなく広く市民が利用できる生活・文化等の様々な交流に繋がるスペースの併設。
		日吉公園	● 都市計画公園としての役割を踏まえ、近隣の市民、拠点の利用者等が様々な使い方をできる公園。
		駐車場	● 拠点利用者の特性を踏まえ、利便性に配慮した台数、配置での駐車場の整備。

2 事業を取り巻く環境の整理

(1) 国・県の施策動向

① 国の重点施策

こども・子育てに関連する国の動向として、厚生労働省、内閣府にて掲げられているこどもに関連する施策は、こども家庭庁にて一元的に実施されています。

その中で、重要な政策テーマとして、「こどもの居場所づくり」、「すべての家庭への包括的な支援」が挙げられています。

図表 12 こども・子育てに関連する国の重点施策等（こどもの居場所等に関する部分の抜粋）

施策名称	内容
【こども家庭庁設置法】	<ul style="list-style-type: none"> こども家庭庁の所管業務12件の中には、以下のように、子育て支援の推進や、こどもの生活の場、居場所、遊び場の確保に関する事項が含まれている。 「こどものある家庭における子育ての支援体制の整備」 「地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保」 「こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進」
【こども基本法】	<ul style="list-style-type: none"> 全てのこどもが自立した個人として等しく健やかに成長できるようにすること、年齢や発達に応じて意見が尊重され、最善の利益が考慮されることなどが定められている。 今後推進していく施策として、「こどもおよび子育ての当事者の意見の反映」、「支援の総合的・一体的提供の体制整備」、「関係者相互の有機的な連携の確保」等が挙げられている。
こども家庭庁 【令和5年度当初 予算案のポイント】	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦からの切れ目のない支援や、低年齢児を持つ家庭への相談体制の強化、課題を抱える家庭や支援が必要なこどもへのアウトリーチの強化など、相談体制の充実が重点施策として掲げられている。 こどもの居場所づくり支援に一定の予算が充てられている。主な施策として、放課後児童クラブの受け皿整備、NPO等と連携したこどもの居場所づくりモデル事業、こども食堂の運営支援などが含まれている。 居場所づくりモデル事業では、ピアカフェ（同世代の運営者に相談ができる場）、プレーパーク、インクルーシブ⁴な遊び場などに関するモデル事業に補助金が支給される。

⁴ 「インクルーシブ (inclusive) 」は「包摂 (ほうせつ) 的な」「包括的な」「すべてを包み込む」を意味します。障がいの有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、違いを認め合い、共生していくことを目指す社会をインクルーシブ社会といいます。

施策名称	内容
文部科学省 【令和5年度予算 案のポイント】	<ul style="list-style-type: none"> 地域に関する施策としては、「学校を核とした地域力強化プラン」が挙げられている。強化プランの中では、「家庭教育支援チーム」の活動推進や、コミュニティ・スクール⁵の取組を行う自治体への支援、こどもの過ごす環境の安全強化などの施策が挙げられている。

(出所) こども家庭庁基本法、こども基本法、こども家庭庁「令和5年度当初予算案のポイント」、文部科学省「令和5年度予算のポイント」

② まとめ

国は、こども家庭庁を中心として、「こどもの居場所づくり」や「すべての家庭への包括的な支援」を推進しており、こうした支援を提供するなかで「こどもの意見の尊重」を重視しています。

また、愛媛県においても、子育て支援施策の一環として、地域子育て支援拠点や子育て世代包括支援センターの設置促進などを掲げており、国や他自治体の施策を参照しつつ、これらをより一層推進していく必要があります。

③ 愛媛県の施策動向

愛媛県の施策としては、令和2年～令和6年を実施期間として、「第二期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」を遂行中です。当該計画に掲げる8つの目標のうち、目標3【「家族・地域の愛情」で育むえひめ】において地域子育て支援拠点や子育て世代包括支援センターの設置促進、目標7【「親子に安心な生活環境」を提供するえひめ】において遊び場の整備が挙げられています。

⁵ 文部科学省が推進するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組みであり、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことが目指されています。

(2) 市民等意見

基本構想策定時に続き、本計画策定段階においても、拠点施設の整備に対するニーズや意見を把握することを目的に、アンケートやヒアリング、ワークショップなどを実施しました。特に、「こどもの意見の重視」を目指し、小学生、中学生、高校生等からも重点的に意見を聴取しました。

図表13 市民意見等の聴取方法

	対象者	実施時期	実施方法
子育て層	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て中の保護者（7名） ● 共働き世帯（219名） 	① 2023/9/25 ② 2023/9/28～ 2023/10/30	① ヒアリング ② webアンケート
小学生	吹揚小学校6年生（約60名）	2023/10/2	グループワーク
中学生	日吉中学校 生徒（7名）	2023/10/23	ヒアリング
高校生・ 一般市民	公募高校生（10名） 一般市民（7名）	1回目 2023/9/24 2回目 2023/10/7	グループワーク
市内企業	市内企業（5社）	2023/11/27～ 2023/12/6	ヒアリング

① 子育て層

未就学児・保護者へのヒアリング調査、今治市在住の共働き世帯へのアンケート調査を実施しました。

主なご意見（子育て層 ヒアリング）

市内の子育て関連施設について、魅力度や利便性の低さを指摘する意見がありました。

- 施設が午前中しか利用できない、平日には男性が利用しにくい、小学生が自発的に遊びに行きたい施設がない

ネウボラ拠点施設について、子どもにとって魅力的な遊び場や保護者の育児を支援する機能の導入を求める意見がありました。

- 屋内で体を動かせる施設、飽きの来ない様々な機能、多世代が遊べる施設
- 食堂、一時預かり場所、子どもに関して相談しやすい環境、地域の人で交流できる場所、駐車場から雨にぬれずに施設に入れる動線

主なご意見（子育て層 webアンケート）

利用してよかった市外の子育て施設については、広々とした屋内の施設で雨の日でも遊べる、遊具やおもちゃがある、親子で楽しめる、思いきり体を動かすことができる、といったことが、評価されています。今治版ネウボラ拠点についても、「子どもを思い切り遊ばせる」ために施設を利用したいという回答が多くありました。

また、あるといい施設・場所として「屋内の遊び場」「屋外の広場・公園」「カフェなどの飲食施設」が多く挙げられています。

② 小学生

今治市立吹揚小学校の児童に1クラス5～6グループに分かれてもらい、拠点施設（建物内・公園）にあったらいいと思う場所について、アイデア出しを行いました。

主なご意見（小学生向け調査 グループワーク）

アイデアとして建物内については、室内球技場などの運動できる場所や、図書館などの学習施設、コンビニ・カフェ等の店舗系施設等のアイデアが出ました。

また、公園については、遊具やプールなどの運動できる場所や、芝生や水辺といった憩い空間、イベントが実施できる施設等のアイデアがありました。

③ 中学生

日吉中学校の生徒会の学生7名に、放課後や休日の過ごし方や、まちなかへの来訪機会、ネウボラ拠点施設に対する意見等について、ヒアリング調査を行いました。

主なご意見（中学生向け調査 ヒアリング）

放課後・休日の過ごし方について、部活動に所属する生徒は、平日や休日の一部は部活で埋まっており、休日も外出先は限定されている様子がうかがえました。

ネウボラ拠点施設にあつたらいいと思う機能としては、「室内アスレチック」や「勉強ルーム（静かor会話可能）」を求める意見が多くみられました。

④ 高校生・一般市民

今治市内の高校に通う学生（10名）及び、一般市民（7名）に参加いただき、ワークショップを実施しました。ワークショップでは、まちにあった方が良さと思う場所や、拠点施設の理想像に関して意見交換を行いました。

主なご意見（高校生・一般市民向け調査 グループワーク）

まちなかで子育てするためがあると望ましい機能・場所として、主に自然環境やカフェ等の飲食店舗、勉強や運動ができる施設等が挙げられました。

拠点施設の理想像として、多世代の交流や年齢に合わせた遊び場を配置して、回遊性を高める等のアイデアが提示されました。

⑤ 市内企業

市内企業における従業員のための子育て支援への取組みの現状・課題を把握し、官民連携による子育て支援のあり方、本施設への期待、施設と企業との連携可能性などを探ることを目的として、ヒアリング調査を実施しました。

主なご意見（市内企業向け調査 ヒアリング）

拠点施設、公園（ハード面）に対するご要望として、子どもが室内で遊べる遊具、ボール遊びが可能な公園・安全に自然に触れ合う場所、地場産業の学習などの今治らしさのある場所、保護者がくつろげる場所、食事ができるスペース等が挙げられました。

拠点施設の管理、運営（ソフト面）に対するご要望として、時間や利用条件に制約が少なく利用しやすいことや、気軽に預かり・相談が可能であること、保護者同士の交流を促す仕掛け、一時預かりのサービス等が挙げられました。

(3) 先進事例

本施設の機能・規模や利用イメージを検討するにあたって参考となる事例について整理しました。

① 西脇市茜が丘複合施設 みらいえ (兵庫県西脇市)

みらいえは、こどもから大人まで楽しみ滞在できる場所として整備された、こどもプラザ、男女共同参画センター、図書館、コミュニティセンター重春・野村地区会館の4つの機能の複合施設です。

図表14 みらいえ概要

項目	概要
施設名	西脇市茜が丘複合施設Miraie (みらいえ)
導入機能	図書館、こどもプラザ、男女共同参画センター、コミュニティセンター
規模	延床面積：5,187.86㎡ (2階建て)
整備運営手法	整備：従来手法、運営：従来手法 + 指定管理 (コミュニティセンターのうち貸館部分)
整備スケジュール	2015 (平成27) 年10月18日開館
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数の世代が利用する各機能を連携させる様々な取組みが行われ、多様な世代の交流につながっている ● 市外在住者も交流人口として捉え、市民と同条件で施設を利用できる ● スタッフによって見守りつつも自由な利用・交流を促している

施設概要

(出所) 西脇市
webサイト



② 北上市保健・子育て支援複合施設 hoKko（岩手県北上市）

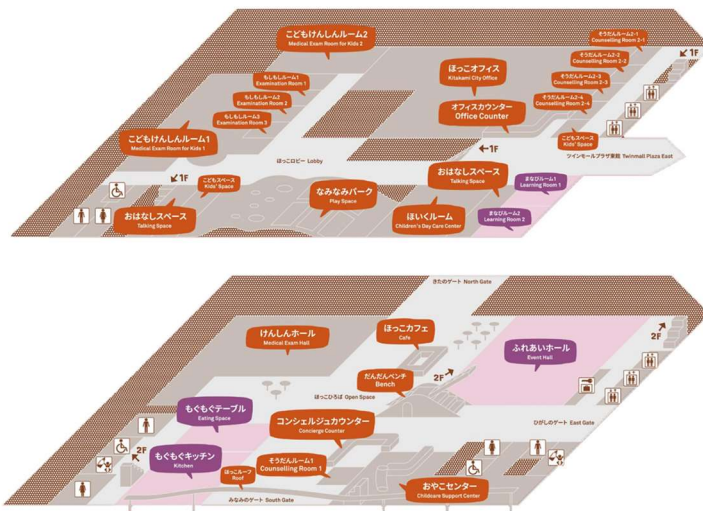
hoKkoは、商業施設の1,2階を市が買い取り、保健・子育て支援の行政拠点として改修した複合施設です。

図表15 hoKko概要

項目	概要
施設名	北上市保健・子育て支援複合施設hoKko（ほっこ）
導入機能	1F：保健センター、交流プラザ、子育て支援センター、カフェ、キッチンスタジオ 2F：保健センター、交流プラザ、子育て支援センター、行政事務室
規模	延床面積：【1F】2,164.69㎡、【2F】1,728.01㎡
整備運営手法	整備：従来手法、運営：従来手法＋業務委託
整備スケジュール	2021年4月開業
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低限の壁やカーテンでのみ仕切られたシームレスな空間としている ● 検診車を施設内に入れる等、機能の連携を図っている ● 健康づくり課、子育て支援課、保健課が1区画に入居し、行政サービスをワンストップで提供している

施設概要

（出所）北上市
webサイト



③ シェルターインクルーシブプレイス コパル（山形県山形市）

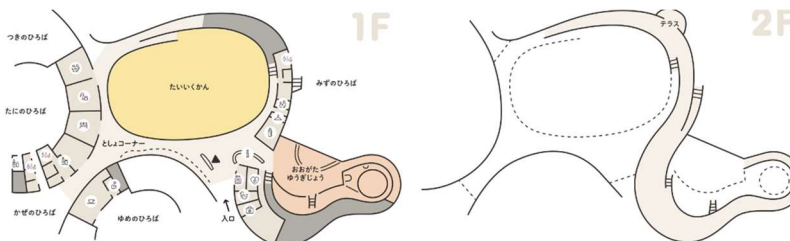
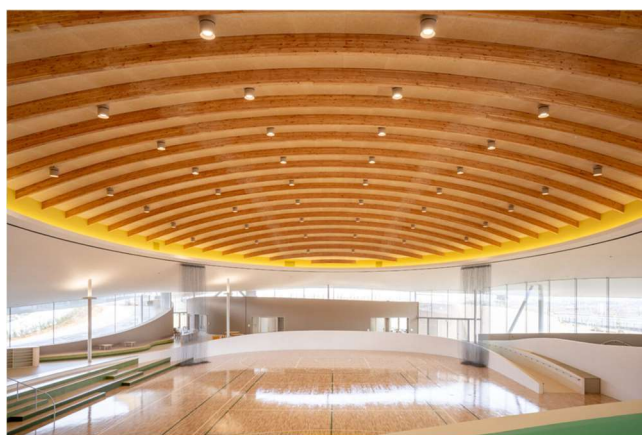
コパルは、障がいの有無や国籍、家庭環境の違いに関わらず、すべてのこどもたちに開かれた遊び場として作られた、体育館と屋内遊戯場を中心とした施設です。

図表16 コパル概要

項目	概要
施設名	シェルターインクルーシブプレイス コパル
導入機能	体育館、大型遊戯場、多目的室 等
規模	延床面積：3,205.24 m ² （2階建て）
整備運営手法	PFI（設計・建設・運営・維持管理）
整備スケジュール	2021年4月開業
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 体育施設を中心に回遊性を意識した機能配置となっている ● 体育館を、時間制で一般利用（開放時間）・専用利用を分けることで、多様なニーズを満たしている ● イベントを年間約200件実施しており、また運営においてSNSでPRする等もあり広域的に集客しつつ市民が主体的に運営に関わっている

施設概要

（出所）コパル
webサイト



- | | | | | |
|-----------|--------------|----------|------------|------------|
| うけつけ | みんなのトイレ | じどうはんばいき | AED | はなしあいのへや |
| トイレ | あかちゃんきゅうけいしつ | カフェ | ものづくりのへや | こそだてそうだんしつ |
| トイレバリアフリー | コインロッカー | きがえのへや | えいぞうとおとのへや | ほけんしつ |

④ のだしこども館 supported by kikkoman (千葉県野田市)

のだしこども館は、2階建て（屋上は芝生広場）の児童センターであり、児童センターとしての機能の他に、多世代の交流を促す機能（プレイルーム、調理室等）が整備されています。

図表17 のだしこども館概要

項目	概要
施設名	のだしこども館supported by kikkoman (児童センター)
導入機能	1F：プレイルーム、多目的ルーム、集会室、創作コーナー、調理コーナー、スタジオ（2室）、一般トイレ 2F：事務室、相談室、乳幼児コーナー、パソコンコーナー、図書コーナー、授乳室、幼児トイレ、一般トイレ 屋外：インクルーシブ遊具、水遊び場（噴水）、屋上：芝生広場
規模	延床面積：【1F】666.68㎡、【2F】472.49㎡
整備運営手法	整備：従来手法、運営：指定管理
整備スケジュール	2022年10月開業
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 読書スペースに漫画を配置する等中高生が集まりやすい工夫 ● 「大人だけの利用は不可」や体育館の利用者の対象年齢を時間制で分ける等の安全・安心のための運営面での工夫

施設概要

(出所) 野田市
webサイト



⑤ まとめ

先進事例を踏まえ、下記の点に留意しながら事業を推進します。

図表18 先進事例からの示唆

サービスのワンストップ化	<ul style="list-style-type: none">・ 窓口等の集約、関連する機能の近接した配置、運営上の連携等をとおして、市民が利用しやすい施設とする
シームレスな空間	<ul style="list-style-type: none">・ 機能ごとに部屋を区分しすぎず、各機能が融合した豊かな空間を創出するとともに、フレキシブルな利用ができる施設とする・ 施設の内部だけでなく、外部空間ともシームレスにつながれるように工夫する
多様な利用者を受け入れる	<ul style="list-style-type: none">・ 時間帯ごとに利用のあり方を変えるなどの工夫により、様々な利用者を受け入れやすい施設とする
人を集める工夫	<ul style="list-style-type: none">・ 雨の日でもものびのびと遊べるなど、ここでしかできない体験を可能とすることにより、全市的に人を集める・ 日常的に集まりやすい、入りやすい場所とする・ 中高生が集まりやすい工夫（勉強する場所、自由に過ごせる場所の設置）により、居場所としての機能を高める
ソフトの充実	<ul style="list-style-type: none">・ 市民や関係主体と連携したイベントの実施など、単なる貸館ではなく、情報発信、交流が可能な施設とする

3 事業実施方針等

(1) 拠点のあり方

基本構想を含めた前提条件および事業を取り巻く環境から求められる機能・役割を踏まえ、拠点として目指すべき姿を整理しました。

図表19 拠点のあり方

基本理念・基本方針

「つどい つながり はぐくむ みんなの居場所～こどもが輝く未来を創る～」

【はぐくむ】 全ての子育て世帯が安心して交流し気兼ねなく相談できる場所

【つながり】 成長や発達の過程に応じて支援を必要とする人に必要な支援が提供できる場所

【つどい】 大人も子どもも多世代が集いわくわくと子育てを楽しめる場所

拠点のあり方

「はぐくむ」⇒ 子育て支援のハブとなる拠点

- ・関連機関の集約・連携を通じて、子育て支援機能の強化・拡充を図る
- ・本市における子育ての象徴的な存在として、関係部署や関係機関との円滑な連携を図るためのハブとしての役割を担い、まち全体で子育てを支える環境の充実を目指す

「つながり」⇒ こども・子育て世代を中心に、誰もが利用できる拠点

- ・複合化の特性を踏まえ、機能間連携、施設の一体利用等とおし、ソフト・ハード両面において、シームレスな、交流しやすい拠点とする
- ・誰もが使いやすい全世代型の施設とするとともに、全市から幅広く利用者を集める施設とすることを旨とする

「つどい」⇒ 中心市街地におけるリーディングプロジェクト

- ・事業用地を含む中心市街地は、本市の中心拠点として位置づけられ、複合的な都市機能の集積や官民連携によるまちなかの賑わい創出などが目指されている。
- ・多くの市民が利用する魅力的な場所とすることで、以降の再整備を先導し、周辺施設と連携し相乗効果を発揮していくことを目指す。

(2) 事業実施方針

拠点のあり方を踏まえ、事業の実施の方向性（実施方針）を整理しました。

図表20 事業実施方針

ソフト	連携強化・体制づくり ✓ 拠点整備を契機とした連携強化・体制づくり ✓ 今治版ニューボラ「未来子育て支援機構（仮称）創設計画」において目指す姿の具体化		サービス強化・拡充 ✓ 拠点を通じたサービス強化・拡充 ✓ 交流、きっかけづくり、アウトリーチ、オンラインサービスの充実等、拠点を中心に実施可能な取組を明確化	
	ハード	人をひきつける場 ✓ 周辺の子どもが減ること、中心市街地のまちづくりをリードする観点からは、日常的に人がくる、 目的となる施設の整備が必要 ➔ 児童センター機能の拡張、公園、民間機能との連動 をとおして、魅力ある場をつくることが重要	多目的な場 ✓ 施設の内容、中長期的なニーズを考えると、 全ての世代が親しめる施設 とする必要がある ➔ 複合化の特性等をいかしながら、多目的な利用ができる施設 とする	シームレスな場 ✓ 子育て世代を中心に、市民が 自然に、あるいは意思を持って交流ができる施設 とする ➔ 敷地外からアプローチしやすい施設にするとともに、各機能が シームレスにつながる ようにする
効率的な事業実施 ✓ 厳しい財政、施設整備費高騰の状況等を踏まえ、複合化の特性を活かし、 コンパクトな計画 とする ✓ 可能な限り一体的な管理・運営を行うなど、ランニングコストの面からも効率化を図る		官民連携の推進 ✓ PPP/PFI 等の活用について検討する ✓ 官民連携を幅広くとらえ、財源確保やサービス提供の面での連携も含め、 オール今治 で子育てを支えることを目指す		
推進方策				

4 施設整備計画

(1) 想定施設規模

現時点で想定される施設規模は以下のとおりです。あくまで現時点での想定であり、今後変更の可能性がります。また、複合施設の特性上、他の区分との共用等もあることにも留意が必要です。

駐車場に関しては、既存施設の利用状況、他市町村における同種施設の事例等を踏まえ台数を設定していますが、詳細は設計段階において確定するものとします。

図表21 想定規模

区分	機能	想定面積
相談・支援	子ども家庭総合支援拠点	相談室、母子健康手帳交付室、検査室 など
	子育て世代包括支援センター	
	発達支援センター	
地域子育て支援	地域子育て支援拠点	保育室、相談室、入眠室 など
	ファミリーサポートセンター機能	
	一時預かり機能	
児童センター	児童センター	体育室（約500㎡）、遊戯室（2室計約400㎡）、図書室、学習室、創作活動室（工作室）、ボランティアスタッフルーム など
健診・保健指導	保健センター	運動指導室（約200㎡）、検査・消毒室、待合・談話スペース、スタッフルーム、ランドリー など
地域交流センター	地域交流センター	ホール、会議室、多目的室、集会室、音楽スタジオ、調理室 など ※ホールの規模に関しては、現在の中央公民館のホールの規模を参考に設定していますが、今後変更の可能性がります
その他機能	カフェ等（想定）	約350㎡
	エントランスロビー	
	トイレ(各階)	
	備蓄倉庫	
共用部分		約2,750㎡
合計（建物部分）		約7,850㎡
公園		約3,000㎡
駐車場	全体で約150台（敷地Dにおいて約90台、敷地A～Cにおいて約60台）	

(2) 施設整備の方向性

拠点施設の整備においては、以下の内容を踏まえ事業を進めます。

① 施設全体のあり方

ア 複合施設としてのあり方

- ・ 公園と隣接する特徴を活かし、建物と公園が一体となった居心地のよい空間を創出します。
- ・ 交流等の観点から、0～18歳の子どもが活動する場に関しては、できるだけシームレスな空間とすることによりフレキシブルな利用ができる施設とします。
- ・ 諸室の共用等により、効率的な利用を図ります。

イ 建物高さ等

- ・ 比較的低層（2～3階）にすると、十分な駐車場・公園等が確保できない一方、高層（6階以上）とすると、1階当たりの面積が小さくなり、豊かな空間の創出や機能間の連携に課題が生じることから、中層（4～5階）の高さとします。
- ・ 利便性の観点から、低層部（1、2階）に配置することが望ましい機能が多いため、低層部の面積を広めに確保し、3階以上については、1階当たりの面積を小さくすることを検討します。

ウ 動線の考え方

- ・ 0～18歳の子どもの遊び、地域交流センターの利用、健診・保健指導、相談支援等の目的に応じた適切な動線とします。特に、相談に関しては、プライバシー等に配慮した動線とします。
- ・ 一度に多くの利用がある健診時やホールでのイベント開催時にも混乱が生じないよう、動線を分けるなど、適切に計画します。
- ・ 駐車場から建物へのアプローチのしやすさにも配慮します。（特に雨天時等の対応）
- ・ ピクトグラム等によるわかりやすいサイン計画を採用します。

エ 周辺との関係性

- ・ 検討中の中心市街地の再整備計画と整合した施設整備に努めます。

② 各機能のあり方

ア 相談・支援

- ・ 心理的障壁の低い、間口の広い、来やすい施設とします。
- ・ 発達支援センターと関連して必要と考えられる機能（カムダウンエリア等）の整備を検討します。
- ・ 各相談機能の連動性を勘案し、効率的な室利用を図るため、一定程度集約しながら適切に配置します。

イ 地域子育て支援

- ・ 地域子育て支援の一部機能に関しては、児童センターと同一フロアでの整備を行います。カフェ等を整備する場合には、これらとも隣接する形とします。
- ・ 公園等の外部空間とも適切に連携し、子どもや保護者が安心して過ごせる場とします。

ウ 健診・保健指導

- ・ 健診を行う運動指導室については、簡易な間仕切り等を活用し、様々な形で利用できるようにします。
- ・ 健診に利用しない時間帯に他の目的で利用するなど、時間帯に応じた施設利用を図ります。
- ・ 健診時において、検診車と保健センターの行き来がしやすいように配慮します。

エ 児童センター

- ・ 児童や青少年等の居場所、活動の場として、日常的に利用者が集まりやすい施設とします。
- ・ 広域的な利用を想定し、特徴的な遊具やアクティビティ等を取り入れます。活動の様子が外からも伺えるような、地域に開かれた施設とします。

オ 地域交流センター

- ・ 現在の中央公民館の利用実態を踏まえつつ、より多様な市民活動を支える施設とします。
- ・ ホールに関しては、近隣の公共施設との役割分担を踏まえつつ、適切な規模・運用のあり方を検討します。

カ 駐車場、駐輪場

- ・ 駐車場に関しては、現在の施設の利用状況や他事例等を踏まえ、敷地Dにおいて平面で90台程度確保するほか、建物に隣接して60台程度確保します。
- ・ 駐輪場に関しても、中高生などの利用を想定しながら、十分な台数を確保します。

キ 公園

- ・ 中心市街地の賑わいと憩いの場として、日常的に誰もが集まれる場所とします。
- ・ 防災の観点から、公園内にかまどベンチ等を一定数設けます。

ク カフェ等

- ・ カフェやその他民間テナントなど、本事業との親和性の高い機能の誘致を検討します。

③ 施設整備における留意点

ア 防災

- ・ 子どもが多く利用するという特性を踏まえ、十分な耐震性能を確保します。
- ・ 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による構造体Ⅱ類・建築非構造部材A類・建築設

備乙類に該当する施設とします。また、建物に必要な保有水平耐力の算定に当たっては、不特定多数の利用する公共施設としての安全性及び機能性を考慮し、建築基準法施行令による重要度係数の値を 1.25倍とします。

- ・ 現在中央公民館が担っている避難所としての機能を引き続き果たします。非常用発電、備蓄倉庫等のあり方についても今後検討します。

イ 環境配慮⁶

- ・ 環境保全対策の先導的技術の導入を積極的に進め、地球温暖化の防止、循環型社会の形成等に貢献するとともに、ZEB⁷認証の取得を目指します。
- ・ 自然エネルギーの利用を推進します。太陽光発電設備等を設置し、拠点施設で再生可能エネルギーを活用します。
- ・ 長寿命化、建設副産物の抑制、エコマテリアル⁸の使用等を積極的に取り入れるなど、総合的な対策を講じた環境に配慮した施設整備を行います。

ウ 木質化

- ・ 本市が策定した「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を踏まえ、積極的に木材を活用します。

エ インクルーシブ

- ・ 施設全体を、性別や年齢、障がいの有無など、異なる背景や特性を持つ利用者を受け入れる「インクルーシブ」な施設として計画します。
- ・ バリアフリー、ユニバーサルデザイン等について、施設の特性を踏まえ、一般的な公共施設よりさらなる配慮を行います。

オ その他

- ・ 個人情報を取り扱う事務所等については、セキュリティ面に十分配慮します。
- ・ 館内Wi-Fiの整備など、利用者の利便性に配慮します。
- ・ 北西の認定こども園側に建物を整備しないなど、周辺の施設に配慮した計画とします。
- ・ 公園内の震度計、既存の樹木、寄贈品、トイレや遊具などについても配慮します。
- ・ こどもの遊び場について、死角がない等安全面に配慮します。
- ・ 0～18歳のこどもが様々な遊び方をする施設であることを踏まえ、適切なゾーニング、動線計画等において、支障がないよう配慮します。

⁶ 今治市は2023年11月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明しました。本事業においても、ゼロカーボンの実現に向けた施策を積極的に展開します。

⁷ Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

⁸ 地球環境を壊さないように、環境のことを考えながら作った材料を「エコマテリアル」といいます。

(3) モデルプラン

④ 機能間連携の考え方

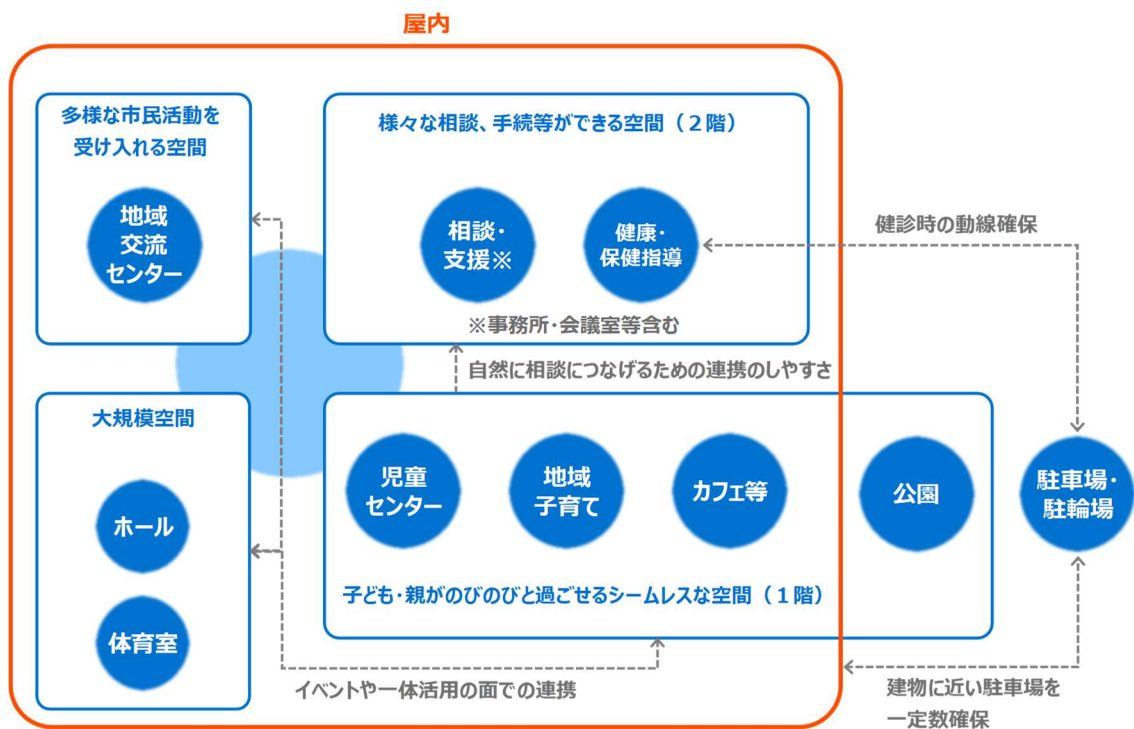
複合施設の特徴を活かした機能間連携の強化を図るとともに、相互連携が期待される機能を同一フロアに配置します。

1階には児童センター（体育室を除く）、地域子育て支援、カフェ等を可能な限りシームレスに配置し、公園と連携させることにより、こどもの活動を核とした自由度の高い空間を創出します。

2階には、相談・支援、健康・保健指導に関する機能を配置し、プライバシーにも配慮した空間とします。

地域交流センター機能については、上記1、2階の考え方を踏まえたうえで適切に配置します。特に、地域交流センターのホール、児童センターの体育室については、比較的大規模な空間であることから、上層部に配置することを基本としながら、1階に配置することについても検討します。

図表22 機能間の関係性（イメージ）

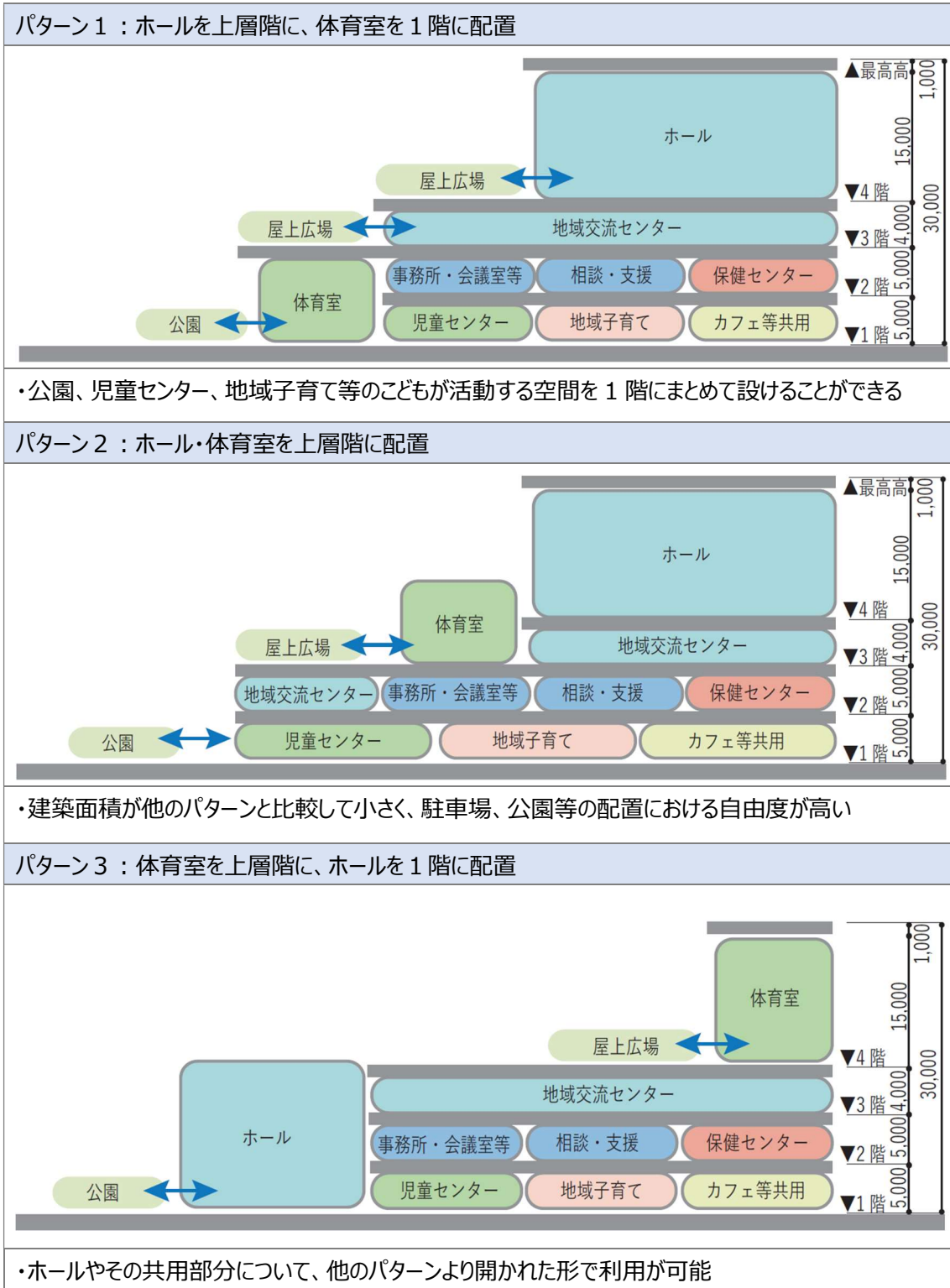


⑤ モデルプラン

機能間の連携の考え方を踏まえたモデルプランは以下のとおりです。

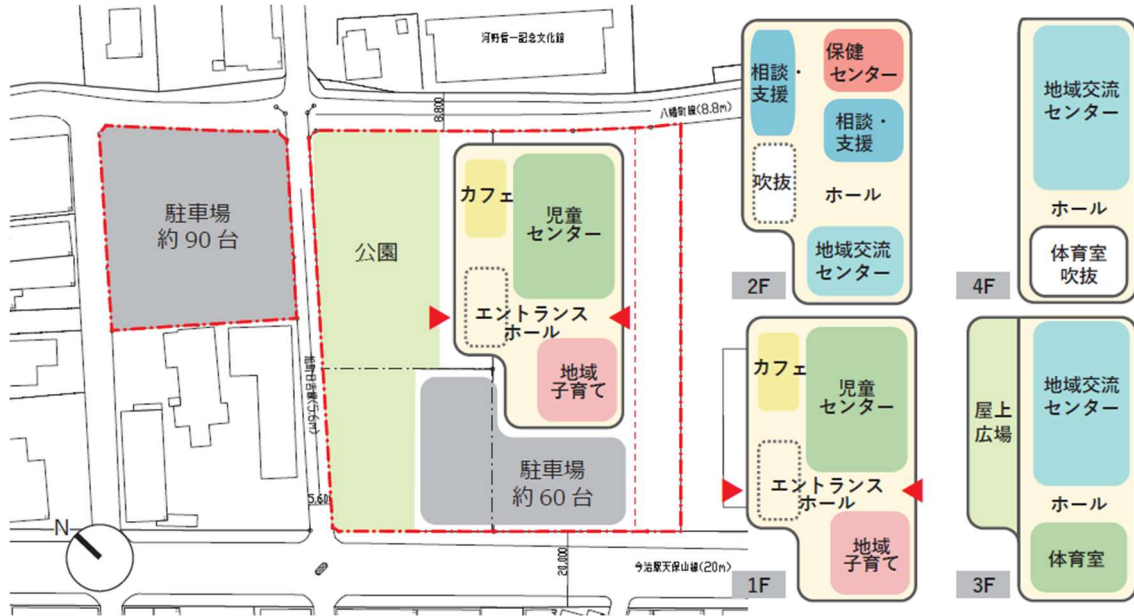
地域交流センターのホールや児童センターの体育室といった大規模空間を持つ機能の配置により、下記の3つのパターンが想定されます。

図表23 モデルプラン（パターン）



※あくまで現時点での想定であり、今後の詳細検討、設計等において変更となる

図表24 平面イメージ (パターン2の場合)



(4) 施設利用イメージ

拠点施設は、子ども、子育て世代はもちろんのこと、幅広い市民の方に利用いただくことをとおして、今後の今治のまちに欠かせない施設として、中長期的にその役割を果たしていくことを目指します。

気軽に相談できる場所／利用者に寄り添った支援

- 子どもを遊ばせながら子育てに関する相談ができるなど、相談のハードルを下げ、必要な人が必要な支援につながりやすくするとともに、関係機関が連携した伴走型の支援を行います



子どもの居場所/多様な活動のサポート

- 0歳～18歳までのすべての子どもの居場所となる施設を目指します
- 特に中高生による自分らしい多様な活動をサポートできる拠点とします



多世代の活動・交流の場

- 地域交流センターの機能を最大限に活かし、あらゆる世代の活動・交流を支援します



中心市街地活性化の拠点

- 日常的にそれぞれの時間を過ごせる場所として、また、まちに関わるイベントの場として、公園と施設が一体となった憩い、賑わいの空間を創出します



(5) 施設整備費等の想定

現時点で想定する施設整備費等は下記のとおりです。近年、施設整備費に関しては、過去と比較して全国的に高騰していることから、今後もその動向を注視していく必要があります。

財源に関しては、国庫補助金、交付金等を有効に活用するほか、起債、一般財源、民間資金等の多様な手段のなかから最適な資金調達手法を採用します。

補助、交付金等の適用については、本事業の施設整備段階における制度に基づいて行われるものになりますが、現時点では、「都市構造再編集集中支援事業」などによる支援を受けることを含め、市の財政負担を低減する形での活用を目指します。

図表25 施設整備費想定

機能区分	金額
子育て支援機能	約31億円
保健センター機能、地域交流センター機能	約40億円
合計	約71億円

- ※ その他、外構・公園工事費、既存施設解体工事費、調査・設計費、備品等の費用が別途必要となります。
- ※ いずれについても現時点で一定の前提のもと設定したものであり、今後大きく変更になる可能性があります。

5 管理・運営方針等

(1) 管理・運営の考え方

① 管理・運営の目標

管理・運営においては、施設のあり方を踏まえ、以下の4つの目標を設定します。

図表26 管理・運営の目標

施設のあり方	<ul style="list-style-type: none">● 子育て支援のハブとなる拠点● こども・子育て世代を中心に、誰もが利用できる拠点● 中心市街地におけるリーディングプロジェクト
↓	
管理・運営の目標	目標1：困っている人が相談しやすい場所とする
	目標2：子育て支援に関わる人や主体を増やすための場所とする
	目標3：世代を超えて思い思いの活動できる場所とする
	目標4：日常的な憩い、賑わいのある場所とする

② 管理・運営方針

ア 一体的な管理・運営

拠点施設は、子育て世代活動支援センター、保健センター、児童センター、地域交流センターという複数の機能を集約した複合施設であり、各機能が連携し、相乗効果を発揮することが期待されています。従って、可能な限り施設全体での一体的な管理・運営を目指します。

イ 施設を活用したイベント等の積極的な実施

拠点施設の基本理念・基本方針の実現に向けては、魅力的な施設だけでなく、「みんなの居場所」となるような運営上の工夫が必要となります。子育てをはじめとした各機能にひもづくテーマに関する講座やイベントの開催等、市民が集まるような取組を積極的に展開していきます。

ウ 「オール今治」を目指した多様な主体とのパートナーシップの構築

拠点施設の運営においては、子育てに関わる様々な市民や団体・企業の参画のもと、多機関による子育て支援のネットワークを活用することが求められます。本施設の管理・運営にあたっては、これらの多様な主体とのパートナーシップのあり方についても検討していきます。

エ 民間ノウハウの活用

本市の財政状況は厳しい状況にあり、施設整備だけでなく、管理・運営においても効率性を重視する必要があります。そのため、民間ノウハウを最大限に発揮し、コスト縮減およびサービス向上を図ります。

(2) 各施設の管理・運営のあり方

① 管理・運営主体

ア 想定される管理・運営主体

管理・運営の効率化を図るためには、可能な限り民間活力の導入を図ることが望ましいですが、拠点施設は本市の子育て支援の拠点となる施設であり、本市が自ら実施すべき行政サービスが数多くあります。

従って、本市が自ら運営すべき機能については本市の直営とし、その他の機能に係る管理・運営については、指定管理者制度の導入等を検討します。また、複合施設全体でのイベント実施など、各機能の連携が必要な運営においては、本市と指定管理者が適切に連携し、取り組むこととします。

図表27 管理・運営主体

区分	機能	内容
相談・支援	子ども家庭総合支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> ● 中長期的な視点からの人材確保等の課題を有するが、業務の性質やノウハウの蓄積などを考慮し、当面は直営（一部業務委託）とする。
	子育て世代包括支援センター	
	発達支援センター	
地域子育て支援	地域子育て支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童センター等と一体となった管理・運営も想定されるため、指定管理者制度の導入を検討。
	ファミリー・サポート・センター機能	
	一時預かり機能	
健診・保健指導	保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康相談、保健指導、健康診査など地域保健に関する多くの業務を直営で実施。 ● 特定健診、がん検診業務の実施は委託しており、受託できる機関が限られているため、当面は現状の委託を継続予定。
児童センター	児童センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童センターにおける施設の貸出等のほか、維持管理や地域交流センターと一緒にあったイベントの実施等の面で、民間ノウハウの発揮が期待されるため、指定管理者制度の導入を検討。
地域交流センター	地域交流センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童センターと同様に、指定管理者制度の導入を検討。
	ホール	
その他	公園および駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の憩いの場としての活用、イベントにおける活用等の視点から、他の施設と一体的に、指定管理者制度の導入を検討。
	カフェ・テナント等	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務委託、施設の貸付または使用許可等の

区分	機能	内容
		形での実施が想定される。

イ 指定管理者に期待する事項

公共施設の管理・運営における民間活力の導入方法として、業務委託、あるいは指定管理者制度の導入が考えられますが、より管理・運営の自由度が高く、民間ノウハウの発揮が期待できる指定管理者制度の導入を想定します。

図表28 民間ノウハウの発揮を期待する事項

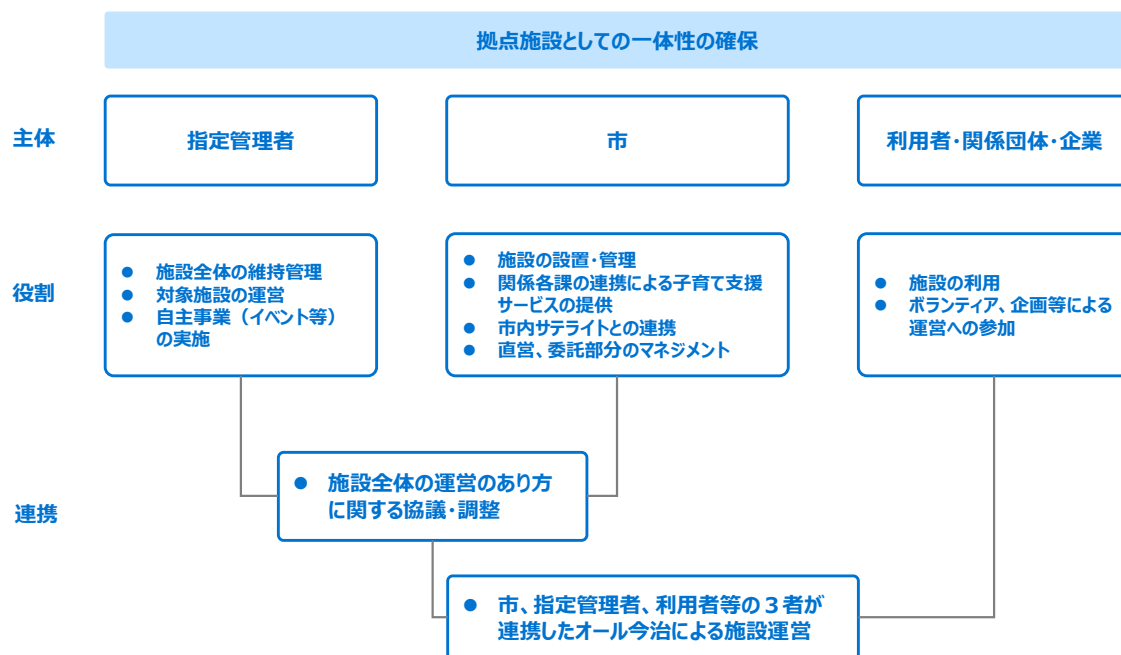
一体的な管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 複合施設を指定管理者が一体的に管理することによって、施設全体での情報発信や利用調整等がしやすくなる。
イベント等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援や青少年の育成に資する情報発信やイベントを積極的に行っていくことが、この施設の魅力や整備効果を最大化することにつながる。 ● 指定管理者の業務、自主事業の形で、民間のノウハウを活用した情報発信・イベントの開催が可能。

② 管理・運営の内容

ア 各主体の役割

本事業においては、子育て支援政策の中心拠点としての役割を果たすとともに、市民・関連団体・企業等と市、指定管理者が連携し、オール今治で望ましい施設のあり方を実現していくことが重要になります。

図表29 各主体の連携イメージ



6 事業手法

(1) 事業手法に関する考え方

前述のとおり、拠点施設の管理運営においては、一部の機能に指定管理者制度の導入を想定します。

また、「今治市公共施設等総合管理計画」においても、将来の財政負担軽減のため、指定管理者制度をはじめ積極的にPPP/PFIなど民間活力による効率的・効果的な管理運営手法の導入も推進し、更新・管理運営コストを縮減することが目指されていることから、指定管理者制度の導入とあわせ、PFI等の施設整備に関する官民連携手法を含む事業手法のあり方について、以下の視点から検討を行います。

① 効果的かつ安定的な運営

拠点施設は複数の機能が集約された複合施設であり、そのコンセプトを実現するためには各機能が連携し、相乗効果を発揮する必要があります。また、利用者へのサービス向上という点からは、安定的に運営できることも重要となります。

② 管理運営の考え方を反映した施設整備

拠点施設は運営が非常に重視される施設であり、ハードとしての施設も効果的な運営を可能とするものである必要があります。施設整備と管理運営を一体的に民間に委ねることにより、維持管理のしやすい施設となり、ライフサイクルコストの縮減も期待できます。

③ 市の財政負担の軽減

前述のとおり、本市の公共施設の建替えにおいては、財政の平準化、コスト縮減が求められているところであり、この点が実現可能な事業手法が望ましいと言えます。

④ 民間事業者の参画可能性

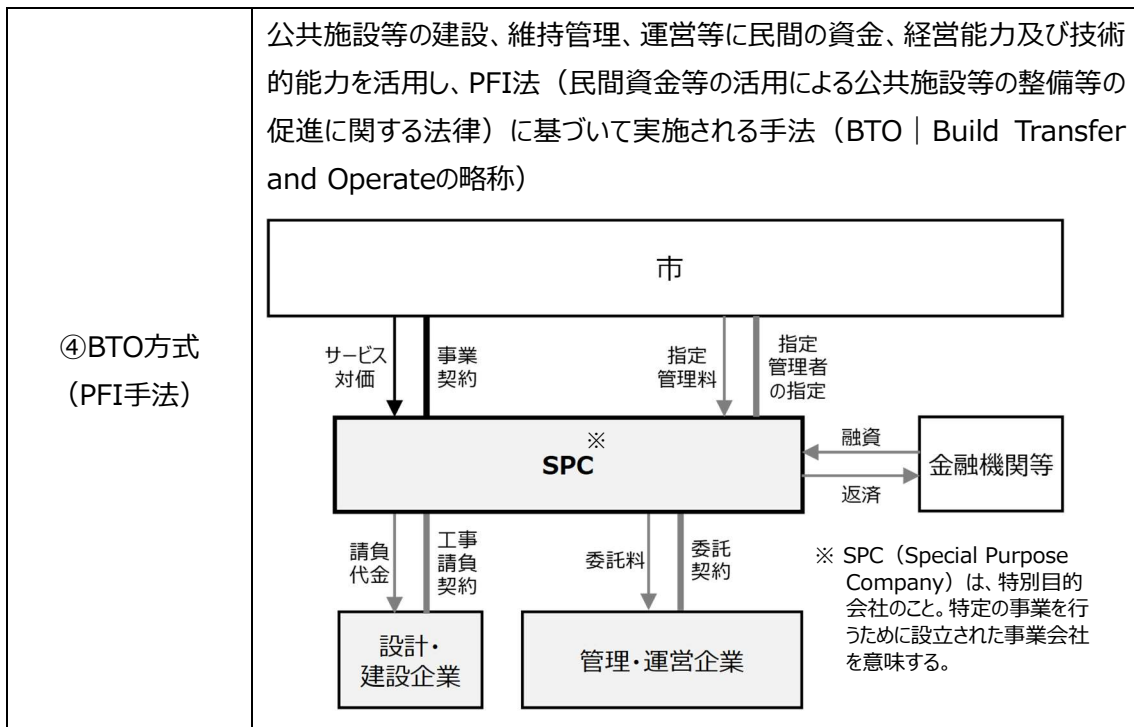
官民連携手法を採用するにあたっては、参画する民間事業者がいることが前提となります。従って、各事業手法における民間事業者の参画可能性についても検証する必要があります。

(2) 想定される事業手法

管理運営の一部に指定管理者制度を導入することを前提とした事業手法としては、主に4つの手法が想定されます。各事業手法の概要、特徴は以下のとおりです。

図表30 想定される事業手法

手法の名称	概要および事業スキーム（例）
<p>①従来方式 (+指定管理者制度)</p>	<p>行政が施設整備に必要な資金を調達し、自らが施設全体の設計・建設、維持管理・運営を行う手法</p>
<p>②DB方式 (+指定管理者制度)</p>	<p>民間事業者に施設の設計、建設を一括して発注する手法 (DB Design Buildの略称)</p>
<p>③DBO方式</p>	<p>民間事業者に施設の設計、建設に加えて、維持管理・運営も一括発注を行う手法 (DBO Design Build Operateの略称)</p>



図表31 各事業手法の特徴

事業手法	官民の役割分担					建設部分の 契約形態	発注形態
	資金調達	設計	建設	維持管理	運営		
従来手法 + 指定管理	市	市	市	指定管理		請負契約	仕様発注 分離発注
DB+ 指定管理	市	民間事業者		指定管理		請負契約	性能発注 (※1) 一括発注 (※2)
DBO	市	民間事業者 (指定管理を含む)				請負契約	性能発注 一括発注
PFI (BTO)	民間 事業者	民間事業者 (指定管理を含む)				事業契約 (※3)	性能発注 一括発注

※1：性能発注とは、発注者が求めるサービス水準を規定し、その実現方法を事業者に委ねる発注方式のこと。仕様発注（発注者が施設の構造、資材、施工方法等について、詳細な仕様を決め、設計書等によって民間事業者に発注する方式）に比べ、民間事業者の創意工夫の余地が大きい。

※2：一括発注とは、設計・建設・維持管理・運営等のうち、複数をまとめて発注する発注方式のこと。

※3：事業契約とは、設計、建設、維持管理・運営までを含む契約

(3) 事業手法の選定

① 各事業手法のメリット・デメリット

上記で整理した観点を踏まえた各事業手法のメリット・デメリットは以下のとおりです。

図表32 各事業手法の比較

事業手法	メリット	デメリット
従来手法 + 指定管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の意向を反映しやすい。 ● 実施実績が豊富な事業手法であり、市の事務的な負担が小さい。 ● 各プロセスにおいて最適な事業者を選定することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設整備と管理運営は別々に事業者を選定するため、管理運営の視点を施設整備に反映することは難しい。 ● 施設整備におけるコスト削減は期待できない。 ● 支出の平準化ができない。 ● 運営期間が3～5年間と短期である。
DB+ 指定管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設整備、管理運営それぞれにおいて一定のコスト縮減が期待できる。 ● 実施実績が豊富な事業手法であり、市の事務的な負担が比較的小さい。 ● 施設整備、管理運営それぞれにおいて最適な事業者を選定することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設整備と管理運営は別々に事業者を選定するため、管理運営の視点を施設整備に反映することは難しい。 ● 運営期間が3～5年間と短期である。 ● 支出の平準化ができない。
DBO	<ul style="list-style-type: none"> ● 長期的な運営が可能。 ● 一括発注となるため、管理運営の視点を施設整備に反映することができる。また一体的な事業実施が可能。 ● 施設整備、管理運営それぞれにおいて一定のコスト縮減が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 支出の平準化ができない。 ● PFI法に則ったまたは準じた事業者選定手続きを取る場合は、一定の時間を要する。
PFI (BTO)	<ul style="list-style-type: none"> ● 長期的な運営が可能。 ● 一括発注となるため、管理運営の視点を施設整備に反映することができる。また一体的な事業実施が可能。 ※他の手法と比べて民間の自由度が高い ● 施設整備、管理運営それぞれにおいて 	<ul style="list-style-type: none"> ● PFI法に則った事業者選定手続きが必要となり、一定の時間を要する。 ● SPC（特別目的会社）の設立・運営コスト、民間事業者による資金調達コストがかかる。

	<p>て一定のコスト削減が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支出の平準化が可能。 	
--	--	--

② 民間事業者の意見

民間事業者の参画可能性を検証するため、望ましい事業手法について、PPP/PFI事業等に関心を持つ民間事業者（設計・建設・維持管理・運営・その他）13社に対し、アンケート調査を実施しました。

アンケートの中では、「DBO」が望ましいとする事業者が最も多く、また、「PFI（BTO）」でも事業への参画の可能性があるとした事業者も一定程度いました。「従来手法＋指定管理」、「DB＋指定管理」が望ましいとした事業者は限定的でした。また、「DBO」や「PFI（BTO）」の場合の事業期間に関しては、15年程度とした事業者が多くありました。

上記を踏まえると、「DBO」または「PFI（BTO）」での事業実施については、民間事業者の立場からはノウハウの発揮などのメリットがあり、一定程度の参画も見込まれると考えられます。

③ VFM⁹の算定

事業手法の比較のために、VFMの算定を行いました。VFM算定結果においては、「従来手法＋指定管理」と比較して、「DB＋指定管理」または「DBO」の方が望ましいと民間ノウハウ発揮の余地が大きいことから、コスト削減やサービス水準の向上が期待できるため、メリットがあると考えられます。

「DB＋指定管理」または「DBO」と、「PFI（BTO）」を比較した場合、公共が資金調達を行う方が、民間が資金調達を行うより資金調達コストが低いことから、メリットがあると考えられます。

上記を踏まえ、VFMの観点からは、「DB＋指定管理」または「DBO」が望ましいと考えられます。

なお、VFMはあくまで現時点で想定される各種条件に基づくものであり、事業の進捗とあわせて再算定を行う予定です。

④ まとめ

本事業においては、維持管理・運営に指定管理者制度を導入することを想定すると、「従来手法＋指定管理」、「DB＋指定管理」、「DBO」、「PFI（BTO）」の4つが主な手法として挙げられます。

その中で、民間ノウハウを発揮した施設整備、管理・運営の観点からは、「DBO」または「PFI（BTO）」が有力な手法となります。民間事業者に対するアンケート調査のなかでも、「DBO」または「PFI（BOT）」が望ましいとした事業者が多く、「従来手法＋指定管理」、「DB＋指定管理」と回答した事業者は限定的でした。

「DBO」と「PFI（BTO）」の比較においては、資金調達を市、民間事業者のどちらが担うかが大きな違いになりますが、VFM算定の結果においては、本事業において民間資金の導入のメリットは大きくないという結果となりました。

⁹ Value For Money（バリュー・フォー・マネー）。支払い（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給するという考え方のことで、DBOやPFI等の手法を導入した場合、従来の方式と比べてサービスの向上やコストの削減が可能かを図るものになります。本事業に関しては、

そのため、本事業においては、「DBO」が望ましい手法として考えられます。一方で、PFI手法に関しては、PFI法に則った明確な手続きの物、SPC（特別目的会社）が中長期的に事業に責任をもって事業に関与できること等のメリットがあり、近年では、資金調達を公共が実施したうえで、PFI法に則って事業を進める事例等もあります。

今後、「DBO」を基本としながら、PFI法に則った事業（資金調達を公共が行う形でのBTO等）として実施することについても検討を行い、事業手法を確定していく予定です。

7 今後の進め方

今後想定される事業スケジュール（DBOの場合）は以下のとおりです。DBO以外の手法を採用する場合においても、2030年度での供用開始を目指します。

図表33 想定スケジュール（DBO）

